

av. 17th. 2023

別記第三十一号の四様式 (第七条、第三十条、第四十四条関係)
日本国政府法務省

指 定 書

氏 名 ARIF SAFINGI

国籍・地域 インドネシア

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄
第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦
の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

- ・本邦の公私の機関
氏名又は名称 : 株式会社グレイス
所 在 地 : 宮城県仙台市泉区野村字二重袋3番2
- ・特定産業分野 : 建設

(参考)

従事する業務区分は土木 (指導者の指導監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事) とする。



日本国法務大臣